

市場支配的事業者に対する競争法による規制 ～ プライススキーズの事例を手がかりにして～

駒澤大学 若林亜理砂

イントロダクション

1 競争者の違法な排除

排除がすべて違法ではない

良質廉価な商品・サービスによる競争者の排除は競争法の目的とむしろ合致

違法な排除とは何か

人為的な行為による排除

効率性に基づかない排除

2 プライススキーズとは

3 プライススキーズに関する議論

(1) プライススキーズは違法な排除たり得るか

反競争的か

競争法による規制の適否

事業規制法との棲み分け

競争法による規制は必要であるとして、裁判所の判断の可否

他の行為類型との関係

(2) 違法なプライスキーズの要件

効率的な競争者の排除のための基準

EUにおける規制

1 規制法規 EC 条約 82 条

支配的地位

「事業者が、競争者、顧客及び最終消費者から相当程度独立して行動することにより、関連市場における有効な競争の維持を妨げることが可能とするような、事業者によって行使される経済力についての地位」

(United Brands v. Commission, 1 CMLR 429(1978))

濫用行為

「すでに弱体化した競争をさらに弱めるように市場構造に影響を与え、商品・サービスの競争における通常の競争条件とは異なる手段を通じて市場の現状の競争レベルを維持することを阻害し、あるいは競争の成長を阻害すること」

(Hoffman-La Roche v. Commission 3 CMLR 211(1979))

委員会告示 (OJ(1998)C 265/02)

- ・ 独占的事業者の競争者に対する川上市場における価格を基礎とした場合に、独占的事業者自身の川下市場における事業部門の採算がとれない場合
- ・ 川下市場における競争事業者（あるいは自らの川下事業部門）に課される接続価格と、独占的事業者の川下市場の価格との差額が、川下市場における適度に効率的なサービスプロバイダが通常の利潤を得るためには不十分である場合

2 事例の紹介 ~ Deutsche Telekom 事件第一審裁判所判決 (Case T-271-03,2008.4.10) ~ < 事実概要 >

既存地域電気通信事業者である Deutsche Telekom 社 (DT 社) が、自らのインターネットサービス提供価格と比して、競争者であるインターネットサービスプロバイダによるローカルループへの接続料金を高く設定したことが、82 条(a)に違反するとされた事例。DT 社の卸売接続価格は事前にドイツ電気通信当局 (RegTP) からの認可を得る必要があった。小売接続価格について、アナログ、ISDN に関してはプライスカップがかかっており、これに対して ADSL には特に規制はかかっていなかった。

欧州委員会は、DT 社が、ドイツ全域における固定電話通信網への直接接続市場において、競争者に対する地域通信網への卸接続サービス料金と小売接続サービス料金を不当に課すことにより、その市場支配的地位を濫用したとして 82 条(a)に違反するとして、これに対し DT 社が第一審裁判所に提訴。

< 判旨 (プライススキーズに関して) >

1) DT 社がプライスキーズを回避するための十分な手段を有していたか

1998 年始めから 2001 年末まで : DT 社のアナログと ISDN の接続料金についてはプライスカップ制がとられていた。この接続料金につき、1998 年 1 月から 1999 年 12 月までの期間につき 4.3%、2000 年 1 月から 2001 年 12 月の期間につき 5.6%引き下げを命じられている。しかし、いずれの期間も命じられた引き下げ幅を超える引き下げを行った。従って、アナログ及び ISDN の料金を引き上げることによって DT 社がマージンスキーズを回避しうる立場にあった。

2002 年 1 月以降 : 2002 年 1 月の申請により DT 社のアナログと ISDN の接続料金の値上げが認められたが、2002 年 10 月の申請は認められなかったことから、2002 年 1 月以降は、マージンスキーズを回避する唯一の手段は ADSL の料金を値上げすることであり、DT 社はそれを行うことができた。

2) プライススキーズの認定方法について

濫用的マージンスキーズは、「市場支配的な事業者が課す卸売料金から小売料金を減じた値がマイナスであるか、支配的事業者が川下市場において提供する小売サービスのコストを回収するのに十分でない場合に」生じると委員会は解釈している。行為の不公正さは小売料金と卸売料金の差分に関連しているものであり、従って、委員会は、小売価格自体が濫用的であることを立証する必要はない。

具体的な算定方法として、委員会は DT 社自身の料金とコストを比較している。
この算定方法は委員会決定の先例の基準と合致しており、委員会の判断は適法である。

3) プライススクイーズ認定の際の計算に誤りがあるかどうかについて

DT 社の指摘する誤りは委員会も認めているが、それは結論には影響しない。

4) プライススクイーズは市場に影響を与えていないという DT 社の主張について

DT 社がドイツにおいて固定電話回線を所有しており、決定採択時には他のインフラがドイツにはなかったことを考慮すると、競争者が参入するためには DT 社の卸サービスは不可欠であり、卸・小売段階のプライススクイーズは川下市場の競争の成長を阻害する。

* DT 社は、European Court of Justice に上訴している。

米国における規制

1 規制法規

シャーマン法 2 条

独占化

- ・ 関連市場における独占力の存在
- ・ 独占力の意図的な獲得、行使、維持行為

独占化の企図

- ・ 略奪的・反競争的行為
- ・ 独占を達成する「特定の意図」
- ・ 独占を達成する「危険な蓋然性」

プライススクイーズ

Alcoa 事件

(United States of America v. Aluminum Co. of America, 148 F.2d 416(2d. Cir.1945))

事業者がある商品に独占力を有している

当該商品の価格が「fair price(公正な価格)」以上である

独占的事業者自身も競争する川下市場において、競争するために当該商品が必要である

独占的事業者の川下市場での価格が低すぎて、競争者がそれに対抗し、かつ「living profit(生存するための利益)」を得ることができない

下級審の基準

- ・ Comparative Billing Test (比較料金テスト)
卸売価格と小売価格を比較。小売価格の方が低ければ違法なプライススキーズが存在。
- ・ Transfer Price Test (移転価格テスト)
卸売価格で独占者の下流部門が利益を得られるか。
- ・ Comparative Rate of Return Test (比較収益率テスト)
コスト配賦後、卸段階及び小売段階の利益率を比較。卸の利益率が不均衡に大きい場合には違法なプライススキーズが存在。

2 事例の紹介～ linkLine 事件第9巡回区控訴裁判所判決(503 F.3d 876 (9th Cir. 2007))～

1) 事実概要

インターネットサービスを提供する linkLine 社が原告となって、既存地域電気通信事業者である SBC California 社及びインターネット接続サービスをユーザーに提供する子会社等(以下「SBC 社」)を提訴した事例。原告である linkLine 社は、SBC 社が、自らの小売価格よりも高く卸接続価格を設定する違法なプライススキーズにより、シャーマン法2条に反して地域 DSL 市場を独占化し、あるいは当該市場の独占化を企図したと主張した。

訴答段階で、Trinko 事件判決(参考判決2)に照らして、プライススキーズによるシャーマン法2条違反の主張は認められるのか、が争われた。地裁は、本件が略奪的プライススキーズであるとした上で、Trinko 事件によりこの主張が妨げられることはないと判断したが、中間判決に対する上訴を認めた。

2) 判旨

プライススキーズの訴えは Trinko 判決があったとしてもなお認められる、とした。

・問題となった規制法は確立された反トラスト法の基準を変更するものではないとしているが、プライススキーズの訴えは従来の判決(Alcoa 事件など)により認められており、伝統的な反トラスト法理の一部であると考えられる。

・Trinko 判決もは、規制事業分野における反競争的行為について判断する場合には裁判所は「慎重であるべき」であると認識しているが、本件は部分的に規制下にある事業分野に関する事例であり、規制されているのは卸売価格だけであって小売段階における価格の制限は主として反トラスト法の規制に服する。

* 連邦最高裁判所は裁量上訴を認めている。

見解の対立

3 プライススキーズ規制に対する消極論の根拠

川下市場における不当廉売規制(Brooke 事件(参考判決3)の基準)

裁判所の負担

過剰規制による弊害(False positive)

経済学からの知見

< 参考資料 >

競争法に関する関連条文

日本

* 独占禁止法 3 条

「事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。」

* 独占禁止法 2 条 5 項

「この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。」

* 独占禁止法 19 条

「事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。」

* 一般指定 6 項

「正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。」

EU

* EC 条約 82 条

「共同市場又はその実質的部分においてに支配的地位にある 1 ないし 2 以上の事業者がその濫用を行うことは、加盟国間の取引に影響を及ぼす限りにおいて共同市場と両立しないものとして禁止される。

当該濫用は、特に以下の場合に、生じる。

- (a) 直接的または間接的に、不当な購入価格又は販売価格あるいは他の不当な取引条件を課すこと
- (b) 生産、販売、あるいは技術的發展を制限し、消費者に対して不利益を与えること
- (c) 同様の取引に対して異なる条件を他の取引相手に対して課し、これによって当該取引相手を競争上不利な立場に置くこと
- (d) 契約締結の条件として、その契約の対象と性質上または取引慣行上関係のない付随的義務の受諾を相手方に対して課すこと」

米国

* シャーマン法 2 条

「数州間の又は外国との取引または通商のいかなる部分をも独占化し、または独占化を企図し、または独占化するために他者と結合しまたは共謀する者は、重罪を犯したものとし、有罪となる場合には、法人に対しては 1 億ドル以下の罰金、それ以外の者に対しては 100 万ドル以下の罰金または 10 年以下の禁固に処し、もしくは裁判所の裁量によりその併科とする。」

参考判決概要

1 アспен事件 (Aspen Skiing Co. v. Aspen Highlands Skiing Corp., 472 U.S. 585(1985).)

< 事実概要 >

原告（被上訴人）・被告（上訴人）ともにコロラド州アспенでスキー場を経営していたが、同地にある4つのスキー場のうち原告の所有する1つのスキー場に行くには残り3つのスキー場を有する被告のスキー場からリフトに乗らなければならない、原告と被告は共同して全スキー場に共通のリフト券を販売するという業務提携を行っていたが、利益の分配についての変更につき合意に至らなかったため、被告は共通リフト券の業務提携の継続を行わなかった。その後被告は、割引及び小売いずれの料金での被告のリフト券の購入の原告による申し込みも拒絶し、また、自社が地域で唯一のスキー場であるかのような宣伝を行った。原告は、被告が取引拒絶によりシャーマン法2条違反を行ったとして損害賠償請求を行った。

< 最高裁判所判決要旨 >

独占力を有する事業者であっても競争者と取引する義務は有さない。しかし、その取引拒絶をする権利は無制限ではない。効率性以外の理由で競争者を排除しようとした場合は、その行為は略奪的であると判断される。本件は単なる取引拒絶ではなく継続していた取引の停止であり、また大きな需要があった共通券を廃止したことは消費者に悪影響を及ぼしており、競争者を排除し長期にわたって競争を減殺しようとしたことにはいかなる合理的な経済的理由も見いだせないとして被告の行為を2条違反とした原審を支持した。

2 トリンコ事件

(Verizon Communications Inc. v. Law Offices of Curtis V. Trinko, LLP, 540 U.S. 398(2004).)

< 事実概要 >

既存地域電気通信事業者 Verizon 社には、FCC 規則により地域ネットワークへの非差別的なアクセス提供及び接続のために必要なオペレーションサポートシステム (OSS) の接続の提供が義務づけられていたが、競争者からの OSS 接続要請に適切に応じなかったため、これに対して連邦通信委員会 (FCC) による同意審決、ニューヨーク州公共サービス委員会 (PSC) による措置が下されていた。原告 (上訴人) である Trinko はニューヨークの法律事務所であり、AT&T 社の地域電話サービスの顧客であった。原告は同意審決の翌日に、被告が設備を提供するにあたっての不適切な行為により競争者に顧客が流れることが妨げられており、シャーマン法2条に違反していると主張して3倍額賠償と行為の差止を求めて提訴した。

< 最高裁判所判決要旨 >

以下のような理由から、原告の主張は認められなかった。

- ・1996年電気通信事業法は、反トラスト法の確立した基準を満たす訴えの妨げとはならないが、当該基準を超えた新たな責任を生み出すものでもない。
- ・単なる独占力の保持は従来から違法ではなく、他社の有していないインフラを所有していたとしても、そのインフラについて競争者と取り引きしなければならない義務も原則としてはない。ただ、例外として取引義務が生じる場合があり、それは Aspen Skiing 事件 (参

考判決1)のような場合である。同事件は、それまで自発的に取り引きしていた商品の卸販売を拒絶し、また、短期の利益を犠牲にして長期的に競争を制限したとして2条違反とされた事例である。これに対して本件では、Verizon社が競争者と取り引きしたのは規制に基づく義務を負っていたからでありAspen Skiing事件とは異なるため、取引拒絶が違法となる場合には該当しない。

3 ブルック事件

(Brooke Group Ltd. v. Brown & Williamson Tobacco Corp., 509 U.S. 209(1993).)

< 事実概要 >

たばこ会社である原告(上訴人)は1980年にエコノミー商品であるたばこの販売を開始したが、これに対抗して被告(被上訴人)も同様の商品を販売し、卸売店に対してレポートを提供した。原告もレポートの提供を繰り返したが被告はさらに多額のレポート提供を行ったため、原告のエコノミーたばこのシェアは大きく下がった。原告は、被告が略奪的価格設定の一環として差別的なレポートを提供したことがロビンソンパットマン法に違反すると主張した。

< 最高裁判所判決要旨 >

略奪的価格設定について、「短期的には競争者を排除し長期的には競争を減殺する目的で一定の費用基準以下に価格を設定すること」であるとした上で、反競争的な略奪的価格設定に該当するためには、当該価格が一定の費用基準以下に設定されていることに加えて、コスト以下の価格による損失を埋め合わせる合理的な期待を行為者が有していることが必要であるとした。その上で、本件では埋め合わせの期待があることは認められず、原告(上訴人)の訴えは認められなかった。